

令和 8 年度福島市社会福祉施設等施設整備費補助対象事業に係る対象施設について

福島市では、必要性・緊急性の高い障害福祉サービス事業所等の整備に対する支援を行うため、「第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）」の障害福祉サービス事業所等の施設整備方針（以下「施設整備方針」という。）に基づき、下記の社会福祉施設を対象事業とします。

1 対象事業について

| 種 類 | 整備区分 | 整備内容 | 整備年度 | 開設年度 |
|---------|-------|---|---------|----------|
| 障害者支援施設 | 改築 | 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
| | 大規模修繕 | 既存施設の地震防災対策上必要な補強改修工事 （「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（平成 17 年 10 月 5 日付け社援発第 1005006 号）」に基づく修繕） | | - |

※福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に規定する設備及び運営基準に適合する必要があります。

2 対象地区について

対象地区は、洪水、土砂災害等が発生するおそれのある危険箇所（浸水想定区域、土砂災害警戒区域）を除く市内全域とします。

3 施設整備に係る補助額について

(1) 改築の場合

施設整備に係る補助額については、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知）」及び「福島市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）」に基づき、算定します。

【参考：別表 3-2 参照】

(2) 大規模修繕等の場合

「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知）」、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005006 号）」及び「福島市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）」に基づき、算定します。

【参考：別表 1-6】

(留意事項)

- ①金額は、参考金額であり、実際の補助額が変更となる場合があります。
- ②既に整備が終了している、又は既に着工している整備については対象外となります。

- ③対象経費については、市が実施する設計審査において、対象経費として認められたものに限り、また、整備の着手（整備業者の選定、整備工事等）は、補助事業交付決定日以降となります。
- ④補助金については精算払いとなります。概算払いは行いません。
- ⑤本整備において補助対象となるのは、「社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知）」に定めるものとします。また、国庫補助金交付要綱に記載のある加算の活用も考えている場合（別事業の併設）については、施設計画及び図面等に詳細に記載願います。なお、その場合の補助等については別途協議としますが、原則、補助を行う予定はありません。
- ⑥整備区分「大規模修繕等」については、原則として総事業費が500万円以上のものとなります。